景 観 法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 (閣法第三九号) (衆議院送付) 要旨

本法 律案は、 景観法の 施行に伴い 関係法律の規定の整備等を行おうとするものであって、 その主な内容

は次のとおりである。

都 市 計画 法 の 部を次のように改正する。

域 地 区につい 美 観 区を廃止し、 景 観 を追加することとする。

て、

地

地 X

1

都

市

計

画

の

地

2 景 観 行政 4 体は、 条例 で開発許可基準に 景観計 画に定める基準を追加することができることとする。

<u>_</u> 建築基 準 法 の — 部を次のように 改正する。

1 景観 地区内における建築物 の高さの 最 高限度、 敷地面積の最低限度等に関する建築規制を定めるとと

も ĺ 準景観地区においては、 市町村の条例で、 景観地区に準じた建築規制を定めることができること

とする。

2 市町村は、 景観重要建造物である建築物について、 国土交通大臣の承認を得て、 条例で、 外観に影響

を及ぼす建ぺい率や斜線制限等の制限を緩和することができることとする。

1 景 観 計 画 に 屋外 広 告物 (以下「広告物」という。)の表示等の事項が定め られた場合には、 景観行政

4 体 の 条例 は、 当 該 景 観 計画 に 即 したものでなければ ならな いこととする。

- 2 広 告 物の 表 示等を禁止することができる物 件に、 景 観 重 要 建 造 物 等を追 加 ずる。
- 条 例 で広 告物 表示等につい て許可 制 等の 制 限 をすることが できる区域 全 国に拡 大する。

設 け る。

4

違

反

広告

物

の

除 却

等の

命令違反があっ

た場合に

おける代執

行

の

要件につい

て、

行

政代執行法

の特例

を

を

3

の

5 簡 易 除 却 制 度につい て、 その対象にはり札に類する広告物、 広告旗等を追加するとともに、 表示され

て か 5 相当 期 間 の 経 過 の 要 件 を 廃止する。

- 6 略 式 代執行又は 簡易除却を行っ た広告物等に係る保管、 売 却、 廃棄等の手続を整備する。
- 7 都 道 府県は、 条例で屋外広告業を営もうとする者の登録 制度を設けることができることとする。
- 8 都 道 府県 は、 広告物等の規 制 に関する条例の制定又は改廃に関する事 務について、 条例で定めるとこ

ろにより、 景観行政団体である市町村が処理することができることとする。

四 都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を次のように改正する。

都市開発資金の無利子貸付けの対象となる土地区画整理事業に、 施行地区の全部又は一部が景観計画区

域に含まれるものを追加する。

五、施行期日

この 法律は、 景観地区に係る規定等を除き、 景観法の施行の日から施行する。